

県産材活用店舗等モデル実証モニター募集要項

1 目的

木造率が低位である店舗や事務所等の民間非住宅建築物での県産材利用を促進するため、県内で県産材を利用して新築又は内外装木質化等の改修に取り組んだ施設を募集します。

採用された施設は県産材活用モデルとしてメディア等での周知の御協力をお願いします。加えて、県産材製品（10万円未満）を試供させていただき、モニターとして使い心地の評価等について御協力頂きます。

【募集施設】

10 施設

【モニター期間】

令和7年11月上旬から令和8年2月下旬

【依頼内容】

- ・ 県産材により整備された施設の写真撮影とヒアリング
（応募にあたって御自身で撮影していただくものとは別に、専門業者に撮影とヒアリングを依頼する予定です。なお、店舗写真・ヒアリング内容については、徳島すぎWEBミュージアム（徳島県木材協同組合連合会のホームページ）、（株）あわわWEB等で紹介させていただきます。）
- ・ 試供する県産材製品の評価
※試供品については、他者への譲渡、販売はできませんのでご注意ください。また、原則5年間は対象施設内に試供品を展示・利用していただきます。

【応募資格】

県内に店舗・事務所を所有し、令和2年1月1日以降に新築又は改修に取り組んだ施設の所有者または事業者からの応募となります。（設計・施工者が所有者から委任を受けた場合は、その事業者でも申請できます。）

なお応募に際しては、新築又は改修について県産材を柱・壁・天井等の見える部分に面積で10m²以上、又は材積で0.15m³以上使用した施設であることが必要となります。

応募施設は民間店舗、事務所等としており、下記施設については、応募対象外となります。

- (1) 国、県、市町村等の公共施設
- (2) 宗教法人の施設
- (3) 町内会等の施設
- (4) 暴力団等の反社会勢力の関係施設
- (5) モデル施設としての効果が発揮できないと審査段階で判断された施設

【応募方法】

県産材活用モデルとなる施設については、提出された応募書類により、一次、二次審査を経て決

定します。以下の必要事項を別紙の応募用紙に記入の上、電子申請又は郵送のいずれかにて応募してください。

- ① 応募者情報（施設の名称、氏名、連絡先（E-mail、電話、ファクシミリ））
- ② 施設の概要（店舗や事務所等の所在、県産材使用状況、用途）
- ③ 応募理由
- ④ 試供を希望する県産材製品（総額 10 万円未満） 別添リストからお選びください。
- ⑤ 県産材を使用した写真（外観、内観、県産材使用状況）

○提出書類

●一次審査

- ・ 応募用紙（電子申請の場合、Google フォームへの入力となります。）
- ・ 施設の外観、内装等の写真（数点）
- ・ 委任状（設計・施工者が申請する場合必要です。様式は問いません。）

●二次審査

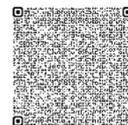
- ・ 県産材の使用量が確認できる資料、又は県内の製材所で加工された地域材であることを確認できる資料（証明書や納品書等）
- ・ 施設の概要が分かる資料（図面、紹介記事等）

○応募先

電子申請 <https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdC0l3E3OwWfxlXZFWFrA3hGr8BQ-MRlG3RB3XiQXOaGb9kw/viewform>

からお申し込みください。

（Google アカウントが必要になります）



郵 送 先 徳島県木材協同組合連合会 〒770-8001 徳島市津田海岸町 5 番 13 号

連 絡 先 電話 088-662-2521（受付時間：平日 9:00 から 17:00）

【募集期間】

令和 7 年 9 月 12 日（金）から令和 7 年 10 月 8 日（水）（当日必着）

※一次審査の選考結果は審査後速やかに応募者全員に通知します。一次審査通過者は、二次審査に移ります。二次審査では施設の概要等の書類の提出が必要となります。必要な資料を揃え、令和 7 年 10 月 17 日（金）（当日必着）までにメールによる送付又は郵送してください。二次審査の選考結果は審査後速やかに一次審査通過者全員に通知します。

【その他】

- ・ モニターの応募理由や提出いただいたアンケート、ご意見及びご提言は匿名にて公表させていただく場合があります。
- ・ 選考結果に対する個別のお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 応募書類、モニターに関する個人情報については、法令等に基づき適正な取扱いをいたします。